

割増賃金率の改正と助成金

【割増賃金率の改正】

2023年4月1日から中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%になりました。深夜(22:00~5:00)の深夜割増賃金率25%を加算した場合は75%の割増率となりました。

割増賃金の対象	割増賃金率	
【時間外労働】1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	60時間以下	60時間超
	25%	50%
【休日労働】週1日又は4週を通じて4日	35%	
【深夜業】22時から5時	25%	

【代替休暇】

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

(計算例) 時給@2,000円 時間外労働76時間の場合の割増賃金

		改正後	
		代替休暇を付与	割増賃金支給
時間外労働手当	改正前 38,000円	46,000円	38,000円
代替休暇の付与	—	—	4時間

$$4\text{時間} = (76\text{時間} - 60\text{時間}) \times 25\% (50\% - 25\%)$$

【働き方改革推進支援助成金】

若者の離職率を引き下げるためにも労働時間の短縮と賃金の引上げという難しい課題に対して助成金があります。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、下記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

【成果目標及び助成額の上限】

「成果目標」①～③のうち1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施する。

成 果 目 標	助成額の上限
① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること	100 万円 ～200 万円
② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。	25 万円
③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練 休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位 の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。	25 万円
(追加成果目標) 指定する労働者の時間あたりの賃金総額を3%以上（又は5%以上）で賃金引き上げを行うこと。	15 万円 ～480 万円

【助成対象となる取組み】

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知、啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則、労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

【期限】

交付申請書の提出期限は2023年11月30日まで(予算消化の可能性あり)

支給申請は事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日又は2024年2月9日のいずれか早い日

【人材確保等支援助成金】

外国人労働者就労環境整備女性コースとして就業規則等の多言語化や一時帰国のための休暇制度の整備に対して人材確保等支援助成金が用意されています。